

定期監査の結果

1 監査の期間

平成26年10月21日から平成26年11月10日

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部土木課及び河川港湾課

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成26年9月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 土木課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 委託契約締結伺いに契約保証金免除に関する事項、契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る解除に関する事項、支払の遅延に対する遅延利息や支払の時期が明記されていないものが散見された。

(イ) 50万円を超える賃貸借契約において、予定価格が定められていないものがあった。

(2) 河川港湾課

なし